

院の御子、後二條院御在位あり、乾元元年より徳治二年に至る、又此君非義有に依て、立かへり後伏見院の御弟、萩原新院<sup>○花</sup>御在位あり、延慶元年より文保二年に至る、亦御理運に歸す、後宇多院の二の御子、後醍醐院御在位あり、元應元年より元弘元年に至る、如此後嵯峨院の御遺勅相違して、御即位轉變せし事併關東の無道なる沙汰に及びしより、いかでか天命に背かざるべきと、遠慮ある人々の耳目を驚かさぬはなかりけり、抑一の御子<sup>○後</sup>深草の御子、伏見院御在位の頃、關東へ潜に連々仰られていはく、龜山院の御子孫御在位連續あらば、御治世のいせいを以のゆゑに、諸國の武家君を擁護し奉らば、關東遂にあやうからむものなり、其故は承久に後鳥羽院、隱岐國へ移し奉りし事安からぬ叡慮なりしを、彼院山<sup>○龜</sup>深思召れて、やゝもすれば天氣關東を討亡し、治平ならぬめむ趣なれども、時節いまだ到來せざるに依て、今に到るまで安全ならず、一の御子後深草院の御子孫においては、天下のためにとて元より關東の安寧を思召候所なりと仰下されける程に、依之關東より君をうらみ奉る間、御在位の事においては、一の御子後深草院、二の御子龜山院の兩御子孫、十年を限に、打替へ御治世あるべきよしはからひ申間、後醍醐院の御時、當今の勅使には吉田大納言定房卿、持明院<sup>○後</sup>伏見の御使には日野中納言の二男の卿、京都鎌倉の往復再三におよぶ勅使と院の御使と兩人關東において問答事多しといへども、定房卿申されけるは、既に後嵯峨院の御遺勅に任せて、一の御子後深草院の御子孫、長講堂領を以、今に御管領有うへは、二の御子龜山院の御子孫は、累代相違あるべからざる所に、關東の沙汰として、度々に及て轉變更に其期を得ず、當御子孫御在位の煩常篇に絶す篇を盡し申さるゝといへども、以同篇たる上は是非にあたはざるよし再三仰下さるゝによつて、二の御子の御子孫、後醍醐院御禪を受給ひて、元應元年より元弘元年に到る、御在位の間今においては、後嵯峨院の御遺勅治定之處に、元徳二年に持明院の御子<sup>○光</sup>立坊の義なり、以の外の次第也、凡後醍醐院我神武の以往を